

親子関係の存否により法定相続分に差異が生ずる法定相続人による親子関係不存在確認の訴えの確認の利益

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2023-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: HONMA Manabu メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/0002000057

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License.



親子関係の存否により法定相続分に差異が生ずる 法定相続人による親子関係不存在確認の訴えの確認の利益 最二小判令和4年6月24日（判タ1504号39頁、金法2205号80頁¹）

本 間 学

一 事実の概要

亡D及び亡Eは、亡Aと亡Bとの間の子であり、亡Cは、戸籍上亡Aと亡Bとの間の子とされている。亡Eは昭和25年、亡Cは平成14年、亡Dは平成29年にそれぞれ死亡している。亡Dの法定相続人は、亡Eの子であるXほか1名、及び亡Cの3名の子である。Xは、検察官を相手として、亡Cと亡A及び亡Bの各親子関係（以下「本件各親子関係」という）の不存在の確認を求める訴えを提起した（以下「本件訴え」という）。

原々審（鹿児島家判令和2・11・17判例秘書L07560044）は、次のように判示し、Xは本件訴えにつき法律上の利益を有しないとした。「第三者が他人間の親子関係存否確認を求める法律上の利益をもつのは、その確定により直接特定の権利を得または特定の義務を免れるという利益関係を持つ場合に限られる。そして、親子関係不存在確認の訴えは、実親子関係が存在しないことを対世的に確認することを目的とするものであるから（人事訴訟法24条1項）、親子関係不存在により、自己の財産上の権利関係に影響を受けるにすぎない者は、その権利義務に関する限りでの個別的、相対的解決に利害関係を有するものとして、同権利義務に関する限りで親子関係不存在を主張すれば足り、それを超えて他人間の身分関係の存否を対世的に確認することに

1 本判決についての評釈として、堀清史「本件判批」法教506号（2022年）148頁、畑宏樹「本件判批」新・判例解説Watch Vol.32（2023年）153頁、八木敬二「本件判批」ジュリスト（2023年）1583号106頁がある。

利害関係を有するものではなく、本件では、亡Cと亡A及び亡Bとの親子関係の不存在が確定しても、Xの身分関係に何ら影響を及ぼすものではない。

原審も（福岡高宮崎支令和3・6・2判例秘書L07620620）、Xは、本件各親子関係が不存在であることにより自己の身分法上の地位に直接の影響を受けることはなく、法律上の利益は認められないとして、本件訴えを却下した。Xからは、亡Dの遺産相続手続において、亡Cと亡A及び亡Bとの間の親子関係不存在を理由に亡Cの子らの相続権を否定するには、その前提として本件訴えによって身分関係を確定させることが必要であるとの主張が補充的になされていたところ、かかる主張は「相続による財産上の権利義務に関する限りで親子関係の不存在を主張すれば足り、身分関係の存否を対世的に確認する法律上の必要性を認められない」として排斥されている。

これに対し、Xは上告受理申立てをし、これが受理されたのが本件である。

二 判旨

原判決破棄、第一審判決取消し、事件を第一審に差戻し

「前記の事実関係等によれば、Xは、亡A及び亡Bの孫であり、亡Cの戸籍上の甥であって、亡Dの法定相続人であるところ、本件各親子関係が不存在であるとすれば、亡Dの相続において、亡Cの子らは法定相続人とならないことになり、本件各親子関係の存否によりXの法定相続分に差異が生じることになる。親子関係の不存在の確認の訴えを提起する者が当該訴えにつき法律上の利益を有するというためには、当該親子関係が不存在であることにより自己の身分関係に関する地位に直接影響を受けることを要すると解される（最高裁昭和59年（オ）第236号同63年3月1日第三小法廷判決・民集42巻3号157頁参照）、法定相続人たる地位は身分関係に関するものであって、Xは、その法定相続分に上記の差異が生ずることにより、自己の身分関係に関する地位に直接影響を受けることができる。

以上によれば、Xは、本件訴えにつき法律上の利益を有するというべきで

ある。」

三 検討

1 本判決の意義

本件は、親子関係の存否により法定相続分に差異が生じる法定相続人が、親子関係不存在確認の訴え（人事訴訟法〔以下「人訴法」という〕2条2号）を提起した場合に、確認の利益が認められるかが問題となった事案である。人訴法は原告適格に関する一般規定をおいていないが²、身分関係の当事者が原告適格を有し得ることを当然とし（人訴法12条1項）、身分関係の当事者以外の者（第三者）が原告となりうることも認めている（人訴法12条2項）。この第三者については、当該訴えにつき確認の利益を有する者であれば、原告適格が認められるとされている³。問題は、具体的にどのような第三者が親子関係不存在確認の訴えにつき確認の利益を有するのか、である。

本判決は、この点につき、第三者の提起する養子縁組無効確認の訴えに関する最判昭和63年3月1日⁴（以下「昭和63年最高裁判決」という）の判断基準を第三者が提起した親子関係不存在確認の訴えにおいても援用することを明らかにしたうえで、親子関係の存否により法定相続分に影響を受ける者について法律上の利益（確認の利益）を認めた点に意義がある。第一審から本判決に至るまで、判断基準として昭和63年最高裁判決が定立した判断基準が用いられており、問題となったのはその本件事案へのあてはめである。同判決の判断基準の具体化の点で、本判決の意義は大きい。

2 これは、人事訴訟に含まれる確認訴訟について、原告適格の範囲を明確に定めた規定を置くことは困難であるとの考えに基づくものである。その結果、原告適格は後述のように確認の利益の有無によってその適否を判断することになる。この点につき、小野瀬厚=岡健太郎編著『一問一答新しい人事訴訟制度』（商事法務、2004年）60頁参照。

3 松本博之『人事訴訟法（第4版）』（弘文堂、2021年）466頁、秋山幹男=伊藤真ほか『コメンタール民事訴訟法III（第2版）』（日本評論社、2018年）83頁などを参照。

4 民集42巻3号157頁。

2 親子関係不存在確認訴訟の確認の利益・原告適格—従来の議論

(1) 確認の利益

親子関係不存在確認の訴えは、前身である人事訴訟手続法の下においても、明文の規定はないものの人事訴訟として扱うものとされていた⁵。親子関係は基本的な身分関係であるため、可能な限り真実を探究しつつ、画一的確定を図る必要があるからである⁶。ところで、確認の訴えには確認の利益の存在が必要である。親子関係不存在確認の訴えも確認の訴えであるから、原告が親子関係の存否の確定を図るうえで法律上の利益を有すること、より具体的には、原告にとって当該親子関係の確定を図ることが、自己の身分関係の危険ないし不安を除去するために必要かつ適切である必要があるとされてきた⁷。ただし、確認の利益は、単なる個々の利害関係では不十分で、その確定についての身分関係上の利益でなければならない⁸。上述した親子関係の画一的確定の要請により、判決の効力は関係人に画一的に及ぼされることになるからである⁹。

以上は、親子関係不存在確認の訴えにつき人事訴訟法に定めが置かれた現在においても、判例・学説上、おおむね同様に解されている¹⁰。

5 大審院は当初、親子関係不存在確認の訴えを通常民事訴訟として扱ったが、その後、人事訴訟として扱うものとして見解を改め（大判昭和9年1月23日民集13卷47頁など）、最高裁もこの考えを踏襲している（最判昭和25年12月28日民集4卷701頁）。学説の多数も同様の立場をとる（山木戸克己『人事訴訟手続法』（有斐閣、1958年）82頁などを参照）。

6 山木戸・人事訴訟手続法82頁。したがって、財産関係上の紛争の先決問題として親子関係の存否が問題となっている場合は、親子関係不存在確認の訴えは、独立の訴えとして提起することはできない。財産上の争いに関する訴訟で中間確認の訴えを提起することは可能であるが、この場合は、人事訴訟ではなく通常民事訴訟として扱われる。

7 山木戸・人事訴訟手続法86頁。

8 兼子一「親子関係の確認」同『民事法研究1』（有斐閣、1940年）355頁以下、山木戸・人事訴訟手続法86頁。

9 兼子・親子関係の確認355頁以下、山木戸・人事訴訟手続法86頁。

10 松本・人事訴訟法466頁。

(2) 第三者の原告適格の範囲

(ア) 裁判例

確認の訴えにおける当事者適格の判断は、一般に確認の利益の判断に吸収されるものとされている¹¹。裁判実務も古くから第三者の原告適格につき、この者に訴えの利益（法律上の利益）が認められる場合、すなわち、第三者が親子関係につき「直接の利害関係」を有する場合に、これを認めていた。そしてこの「直接の利害関係」の内容については、後述する昭和63年最高裁判決登場後、若干の理解の変化が生じていた。

大審院は、第三者が提起する親子関係不存在確認の訴えの確認の利益につき、当初、戸籍訂正の必要を重視して、親族一般に常にこれを認めていた¹²。ところがその後、この見解は改められ、単に親族であるだけでは足りず、親子関係を確定することにより、直接に特定の権利を得るか、または特定の義務を免れるような利害関係を有することが必要である¹³とし、その後も同様の判断がなされるに至った¹⁴。このような考えの変化については、養子縁組の無効確認の訴えに関する当時の大審院の理解との関係性のもとで理解され

11 山木戸・人事訴訟手続法86頁、小山昇「判批」判評263号（1981年）201頁、松本・人事訴訟法46頁など。

12 大判昭和6年9月30日新聞3322号7頁。この判決が、親族関係についての不実の登記の取消し等に親族が利害を有する旨の判示をした、大判明治40年5月8日民録18輯508頁の系譜にあることを指摘する文献として、林屋礼二「親子関係不存在確認の訴えと戸籍訂正」学習院大学法学部研究年報4号（1956年）351頁参照。戸籍の記載と確認の利益の関係については、二つの説明の仕方が考えられる。ひとつは、誤った戸籍上の記載の除去自体が確認の利益を生じさせるというもので、もう一つは、戸籍の記載が記載どおりの親族関係の主張を惹起し、この主張が身分関係の不安を醸成し、確認の利益はそれによって生じた不安に基づくものという説明であり（小山・判評263号201頁参照）、先述の明治40年大審院判決は後者の考えを示していた。変遷後の大審院の考え方も、後者の系譜であるといえよう。

13 大判昭和13年5月23日新聞4289号9頁。

14 大判昭和13年7月26日新聞4323号10頁。

ている¹⁵。すなわち、当時の大審院は養子縁組無効確認の訴えの確認の利益につき、単に縁組当事者と親族関係にあるだけでは足りず、その無効によって特定の権利を有しまたは特定の義務を免れるに至るといった利害関係があることが必要であるとしていたところ、親子関係不存在確認の訴えも、養子縁組無効確認の訴えと同様、親子関係に関する訴えという点で同じであるから、これと歩調を合わせたというのである。

戦後の下級審裁判例の多くも、第三者に「直接の利害関係」を要求する変遷後の大審院の考え方を受け継いでいるが、「直接の利害関係」の内容については、裁判例の中で微妙なニュアンスの違いが見受けられる。すなわち大審院と同様、「直接の利害関係」を「特定の権利を得るか、または特定の義務を免れるような直接の利害関係」とみるものとして、①東京高判昭和55年3月24日¹⁶、②東京地判平成10年6月15日¹⁷が存在する一方、後述する昭和63年最判が出現後、この判決と同じく、「身分関係に関する地位への直接の影響関係」と捉える③東京高判昭和63年8月31日¹⁸も現れている。

15 林屋・学習院大学法学部研究年報4号359頁。

16 高民集33巻1号61頁。戸籍上の親子関係を抹消するために親子関係不存在確認の訴えが提起された事案において、①判決は、母子関係の存否確定について、親族ではあるが、扶助、扶養の義務を負う特別の事情があるか明らかではなく、法律上直接の利害関係があるとはいえないから、確認の利益はないとした。

17 判タ1030号263頁。②判決は、戸籍上の親子及び実父母以外の第三者であっても親子関係不存在確認の訴えは提起できるが、その親子関係が不存在であることにより直接に特定の権利を取得しまたは義務を免れるというような利害関係を有しない場合には、法律上の利益を有しないとした。

18 判タ694号161頁。認知無効の訴えと併合提起された事案につき、③判決は、母子関係の不存在が確定しても夫と子の身分関係に何ら影響を及ぼすものではないから、夫は母子関係の存否について確認の利益を有しておらず、相続による財産上の権利義務に関する限りで母子関係の不存在を主張することで足りるとした。

(イ) 学説

このように裁判実務は、第三者による親子関係存否確認の訴えの原告適格を、確認の利益の中で判断することを前提としつつ、「直接の利害関係」により制限的に理解してきたが、学説の中にはかかる制限的理解に批判的な見解も有力に主張されていた。たとえば、山木戸博士は、確認の利益により統制が加えられている以上、原告適格を強いて制限的に解する必要はなく、自己の身分法上の地位につき確認の利益を有する外見または真実に親族関係にある者であればよいとしていた¹⁹。他方で、この問題を確認の利益の問題とは区別し、人事訴訟の性質上、原告適格を有する者は画一的に定まるべきであるとの理解を前提に、人事訴訟手続法29条1項を類推し、親の三親等内の血族及び当該親子関係を否認したうえでその子を自己の子と主張しようとする者に限られるとする見解²⁰も存在した。

3 昭和63年最高裁判決と本判決

(1) 昭和63年最高裁判決の援用

以上のような議論状況の中で本判決は、第三者の親子関係不存在確認の訴えの原告適格の判断基準について、第三者による養子縁組無効確認の訴えにかかる昭和63年最高裁判決の準則を援用することを明らかにした。その根拠は、この訴えが、親子関係の存否を対世的に確定する点で、養子縁組無効確認の訴えと共通する点に求めることができる。

昭和63年最高裁判決は、同判決の示した判断基準を採用する理由を、「養子縁組無効確認の訴えは養子縁組の届出に係る身分関係が存在しないことを対世的に確認することを目的とするものであるから……、養子縁組の無効により、自己の財産上の権利義務に影響を受けるにすぎない者は、その権利義務に関する限りでの個別的、相対的解決に利害関係を有するものとして、

19 山木戸・人事訴訟手続法86頁。

20 兼子・親子関係の確認360頁。

右権利義務に関する限りで縁組の無効を主張すれば足り、それを超えて他人間の身分関係の存否を対世的に確認することに利害関係を有するものではない」とする。親子関係不存在確認の訴えも、親子関係という身分関係が存在しないことを対世的に確認することを目的とする点では、同様の側面を有する²¹。本判決が、昭和63年最高裁判決の考え方を第三者の提起する親子関係不存在確認訴訟の確認の利益の判断に援用した理由は、この点に求められよう。養子縁組無効確認の訴えに歩調を合わせて大審院の考えが変化した（2(2)ア）点も、このことの傍証となろう。

(2) 昭和63年最高裁判決の判断基準

ア 身分関係に関する地位への直接の影響関係

昭和63年最高裁判決は、第三者が提起した養子縁組無効確認の訴えの原告適格の判断基準として、当該養子縁組が無効であることにより「自己の身分関係に関する地位に直接影響を受けることのない者は右訴えにつき法律上の利益を有しない」旨、判示している。本判決はこの判断基準をそのまま引き継いでいるが、これは第三者による親子関係不存在確認の訴えに関する従来^③の裁判例における判断基準の表現とは微妙に異なる。すなわち、従来^③の裁判例では「特定の権利を得るか、または特定の義務を免れるような直接の利害関係」という表現が用いられていたが、昭和63年最高裁判決では「身分関係に関する地位への直接の影響関係」という表現が用いられている。昭和63年最高裁判決の判断基準を用いたものとしてすでに裁判例^③が存在したが、本判決は、かかる方向性をとることを明確にしたものといえる。

昭和63年最高裁判決の担当調査官は、この「身分関係に関する地位への直接の影響関係」の意味するところにつき、可能なものを含め身分に関する実定法規に定める地位（相続、扶養、婚姻制度）またはこれに関する権利の行

21 本判決匿名コメント判タ1504号40頁を参照。

使もしくは義務の履行に影響を受けることと解し得るとしている²²。かかる理解の基礎には、(養子縁組無効による)親子関係の不存在により、直ちに(現に)権利を得、または義務を免れると理解する場合、未だ確定した権利義務を有する者とはいえない被相続人死亡前の推定相続人などについては、確認の利益は否定されることとなり、狭きに過ぎるとの考慮が存在する²³。それゆえ、ここでいう直接の影響とは、何らかの経路を経ることなく影響を受けることを意味すると解されている²⁴。この昭和63年最高裁判決の判断基準に対しては、一部に批判も見られる²⁵ものの、おおむね肯定的に受けとめられている²⁶。

(イ) 平成31年最高裁判決による具体化

もともと、直接の影響関係を以上のように解するとしても、その具体的内容についてはなお不明瞭さを拭えない²⁷。これを具体化するうえで参考となるのが最判平成31年3月5日²⁸(以下「平成31年最高裁判決」という)である。同判決は、「身分関係に関する地位への直接の影響関係」について、相続または扶養等に関する法的地位一般を指すのではなく、身分関係を要件として効力を発生するわけではない地位は、ここでいう「身分関係に関する地位」には含まれないことを明確にした。

同判決は、養親の相続財産全部を遺言により包括遺贈を受けた遺贈者が遺

22 富越和厚「本件解説」『最高裁判所判例解説民事篇(昭和63年度)』(法曹会、1990年)97頁。

23 富越・本件解説96頁及び同解説注(20)を参照。

24 富越・本件解説96頁。

25 本間靖規「判批」民商100巻3号(1989年)140頁、西澤宗英「判批」法学研究(慶應義塾大学)62巻6号(1989年)128頁など。

26 今津綾子「判批」リマークス61号(2020年)117頁、田頭章一「判批」ジュリスト1544号(2020年)122頁など。

27 同旨の指摘をするものとして、たとえば、今津・判批・リマークス61号116頁、畑・本件判批・判例Watch Vol.32 155頁など。

28 判時2421号21頁。

留分減殺請求訴訟をなした養子に対して提起した養子縁組無効確認の訴えについて、昭和63年最高裁判決の判断基準に依拠して次のように判断した。すなわち、「遺贈は、遺言によって受遺者に財産権を与える遺言者の意思表示であり、養子縁組の当事者でなく、養親の親族でもない包括受遺者は、「養子から遺留分減殺請求を受けたとしても、当該養子縁組が無効であることにより自己の財産上の権利義務に影響を受けるにすぎない」として、法律上の利益（確認の利益）を否定した。

平成31年最高裁判決が包括受遺者の原告適格を否定した理由は、包括受遺者の地位がその者の身分関係に基づくものではない点に求められる。すなわち包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有するものとされている（民990条）が、仔細にみれば、両者の間には、被相続人との身分関係の有無に起因する法的取扱いの差異が存在する²⁹。また遺贈は、受遺者に財産権を与える遺言者の意思表示に基づく権利義務の移転であるから、身分関係による権利義務の承継である相続とは異なり、包括受遺者の地位はその者の身分関係によって取得するものではないし、包括遺贈の対象も被相続人の財産法上の権利義務に限られる³⁰。それゆえ、平成31年最高裁判決の事案において包括受遺者が遺留分減殺請求を受けたことは、同人の「財産上の権利義務」に対する影響とみることになる。

4 本判決の判断

本件においては、本件各親子関係が不存在であることにより、Xは、新たに相続人の地位を取得したり扶養義務を免れたりすることはないが、亡Dの相続における法定相続分が4分の1から2分の1に増加する点で影響を受ける。このような法定相続分の増加は、財産上の権利義務への影響であるようにもみえる。現に原々審及び原審は、そのようにみて確認の利益を否定して

29 たとえば、被相続人との間に身分関係のない包括受遺者は遺留分を有しない。

30 同判決匿名コメント・判タ1460号40頁、今津・リマークス61号・117頁参照。

いる³¹。

これに対し本判決は、「法定相続人たる地位は身分関係に関するものであり」、法定相続人たる原告は、「その法定相続分に……差異が生ずることにより、自己の身分関係に関する地位に直接影響を受ける」とする。平成31年最高裁判決の場合、包括受遺者の地位はその者の親子関係から生じるわけではなかったのに対し、本判決で問題となった法定相続人の地位は親子関係から生じるもので、その地位の中に法定相続分を有する地位が含まれている。したがって、法定相続分が増えるという財産上の影響は、Xが有する法定相続人の地位、すなわち「身分関係に関する地位」につき生じた影響の結果に過ぎない。同様のロジックは、第三者が提起した婚姻無効確認の訴えの確認の利益に関する仙台高判平成5年7月29日³²においてもみられるところであるが、本判決は、第三者の提起した親子関係不存在確認の訴えについて同様の考えのもと、「法律上の利益」が認められうることを明確にした点で重要である。ただし本判決は、かかる第三者と問題とされている親子との間の身分関係の近さを考慮する必要があるかは明らかにはしておらず、この点は今後の判例の展開に委ねられよう³³。

31 なお、畑・本件判批・判例Watch Vol.32 156頁は、このような原審の判断も一概には否定しきれないという。

32 同判決は、第三者の提起した婚姻無効確認訴訟の訴えの利益につき、昭和63年最高裁判決を援用して、婚姻が無効となることにより、第三者が相続人たる身分的地位に基づく法定相続分が多くなったりする場合には、自己の身分関係に関する地位に直接の影響を受けるものといえるとしている。

33 同様の指摘をするものとして、本判決匿名コメント・判タ1504号40頁、八木・本件判批・ジュリスト1583号107頁。